農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書

少子高齢化社会の到来により、農林水産物の国内マーケットは縮小する見込みにある一方、海外には、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加といった今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在する。近年、唐津産のイチゴ、ミカン、佐賀牛などの輸出も増加している。

農林水産物・食品の輸出促進は、新たな販路拡大や所得の向上、国内価格下落に対するリスクの軽減、国内ブランド価値の向上や経営に対する意識改革などが図られ、国民全体にとっては、生産量増加による食料自給率の向上、輸出入バランスの改善、日本食文化の海外への普及など、幅広いメリットが考えられる。

政府は、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020年における輸出額の目標を1兆円と定めている。近年の輸出は、円高や原発事故の影響などにより落ち込みが生じていたが、2014年の輸出額は過去最高の6,117億円となった。官民一体となった一層の促進策によって、国産農林水産物のさらなる輸出拡大につなげていくため、次の事項について強く要望する。

- 1 原発事故にともなう輸入規制を行っている国々に対し、国境措置を科学的根拠 に基づく判断とするよう多国間協議の場で提議・要請するなど、輸入規制緩和に 向けた働き掛けを行うこと。
- 2 国や日本貿易振興機構(JETRO)等が一体となって支援し、ブランドの確立 や産地間の連携を図るとともに、諸外国の輸入規制情報の提供や関連する相談窓 口の設置、諸外国から要求される証明書の国による一元的な発行など、国内輸出 事業者への支援策を行うこと。
- 3 輸出先となる国や事業者から求められる HACCP、ハラール、GLOBALG.A.P. 等の認証取得を促進するとともに、国際的な取引にも通用する、HACCP をベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みや、GAP に関する規格・認証の仕組みの構築を推進すること。

- 4 国内・海外商談会の開催や輸出に必要な情報の提供、輸出相談窓口体制の充実、トップセールスによる支援など、日本食文化・産業の一体的な海外展開を一層推進すること。
- 5 TPP交渉に関する国会決議を厳守すること 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成27年6月23日

佐賀県唐津市議会

 内閣総理大臣安倍晋三様

 農林水産大臣 株 芳正様